

**障問連****回 答 書**（令和2年度）

要望No. 精神 1－(1)

（要望内容）

2022年より始まる精神疾患教育について神戸市教育委員会としての今年度の取り組み状況をあきらかにし、また周知された内容や情報交換された先進的な取り組み内容について、回答をお願いします。

（回 答）

ご指摘のように、2022年4月から高校の新しい学習指導要領が実施されます。今回の改訂では保健体育の「現代社会と健康」に新たに「精神疾患の予防と回復」の項目が盛り込まれます。高校1年生は4時間程度の授業で、「精神疾患の特徴」と「精神疾患への対処」について学習することになります。

学習指導要領では、心身の不調の早期発見と治療や支援の早期の開始によって回復可能性が高まることを理解することに加え、人々が精神疾患について正しく理解するとともに、専門家への相談や早期の治療などを受けやすい社会環境を整えることが重要であること、偏見や差別の対象ではないことなどを理解できるようにすること等が求められています。

今年度は、文部科学省主催の学習指導要領に関する情報交換会が新型コロナウイルス感染症対策のため中止となり、神戸市教育委員会においても高校の保健体育科教員を対象に例年開催している情報交換会（教育課程研究協議会）を見送ることとしましたが、文部科学省から提供された資料の説明会を実施する等、新学習指導要領の概要の周知を行いました。

今後、新たな学習内容となる「精神疾患の予防と回復」に関する具体的な授業での扱い方等を検討し、新学習指導要領を踏まえた教育を行うことができるよう情報交換会等を通じてしっかり周知してまいります。

## 障問連

## 回 答 書 ( 令 和 2 年 度 )

要望No. 精神 1 - (2)

(要望内容)

精神障害について「知らない」ことにより本人や周囲に大きな生き難さが生じ、偏見や差別が生まれます。小学校・中学校において、精神障害当事者講師を招いた授業や研修が行われることが大変重要であると考えます。2019年度の取組実績をご報告していただくとともに、当事者講師の招聘を推進して下さい。

(回 答)

障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、精神障害を含めた様々な障害の特性を正しく理解し、当事者と関わりを持つことは、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の形成に寄与するものと考えます。

統合失調症やうつなどの精神疾患・精神障害をはじめとして、心の健康問題は、複雑・多様化しています。問題が低年齢化傾向にある子供たちへのケアとしては、学校において、まず教職員自身が心の健康問題についての理解を深め、個々の子供たちに適切な対応をするために、子供の心のケアに関する教職員研修会を行っています。

具体的には、「学校現場で対応に迷う子供へのかかわり」をテーマに、個々の事例を通して心の健康問題について意見交換を行っています。そして、適切な対応のあり方について、精神科医師などの指導、助言を得ながら日々の教育実践に生かせる手立てを講じています。また、神戸市医師会に「心の健康相談」を委託し、精神科医より教員に対して子どもの心の健康問題についてのアドバイスをいただいています。

前年度まで養護教諭が対象であった「自殺予防教育について」の研修を、全教職員を対象を拡げるとともに、「子供の生活習慣に関する課題について」も全教職員を対象に行い、個々の生徒が持つ疾患についての共通理解や心の危機のサイン、対処方法、日頃の接し方などについて理解を深めました。

学校における福祉体験学習では、精神障害者の方が通所している施設を訪問し、交流を通して学んだことを新聞にまとめる活動を行ったり（中央小4・5年 総合的な学習の時間）、精神障害者の方を学校に招いて話を聞き、レクリエーションで触れ合ったりしました（布引中1年 総合的な学習の時間）。中学2年のトライやる・ウィークでは、授産施設に赴いてクッキーと一緒に作ったり、車椅子利用者の衣服着脱等を手伝うことで当事者の困り感を共有したりしました（神戸生田中・小部中）。

今後も、教職員が精神障害をはじめ、心の健康についての正しい理解に努め、差別や偏見のない社会の担い手を育成するための授業や研修をさらに推進していきたいと考えています。

## 障問連

## 回 答 書（令和 2 年度）

要望No. 精神 2 (1)

（要望内容）

身体障害者手帳や療育手帳には「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の欄があり、第 1 種、第 2 種の区分があり、それぞれに減額内容が規定されていますが、精神保健福祉手帳には区分自体は設けられず、他障害との平等を実現するには国において解決が図られるべきだと思います。現在、政府において「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」により交通運賃割引制度の改善も主要課題に盛り込まれていると聞きます。今後の見通し等、市が把握している情報があれば教えてください。また、そのような状況下でも全国各地で個々の交通事業所の判断で精神保健福祉手帳 2 級の者に対して減額が実現している例があります。神戸市下でも「福祉乗車証」の発行及び、神戸-関空ベイシャトルでの割引は実施されていますが、他の各事業者、特に鉄道事業者が実施するよう、神戸市として各交通事業者に働きかけてください。

（回答）

精神障害者割引について「神戸市敬老優待乗車制度・福祉乗車制度のあり方検討に関する有識者会議」にて提出された報告書には、「福祉乗車証を所持しているかどうかに関わらず、身体障害者・知的障害者については交通事業者による割引制度があるが、精神障害者については割引制度がない。現行の割引制度は交通事業者が福祉サービスの一翼を担っているわけで、割引制度の維持可能性については交通事業者の経営状況によるところがあるものの、障害者福祉の面から三障害区別のないよう、交通事業者による精神障害者への割引制度導入について、神戸市として働きかけていただきたい。」とあります。そのため、本市としては、精神障害者の社会復帰および自立と社会参加の促進の観点から、重要な課題であると認識しており、国が各事業者に精神障害者の運賃割引を行うように強く働きかけるよう、大都市民生主管局長会議や二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じて要望しております。

また、平成 30 年 11 月に引続き令和 2 年 8 月にも、国土交通省は、鉄道事業者を始めとする公共交通機関の各事業者に対し、精神障害者に対する割引制度の拡大について、再度協力を求めています。

## 障問連

## 回 答 書（令和 2 年度）

要望No. 精神 2 (2)

（要望内容）

新型コロナウイルスにより多くの障害者の工賃が減額され経済的に困っています。「福祉乗車証」は移動困難な障害者が神戸市内を移動するためのなくてはならない存在です。介護者がいなければ外出が困難な者は、移動支援等を利用して介護者と共に移動しています。精神保健福祉手帳 2 級、3 級の者でも等級に関わらず（移動支援、介護者を利用する場合 2 級 3 級の人の方が交通機関を利用する機会が多い）介護者付割引を認めて下さい。知的障害では等級に関わらず介護者付福祉乗車証が交付されています。精神障害者の移動権の保障について踏み込んだ検討をお願いいたします。

（回答）

本市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による市指定の就労継続支援 B 型事業所の生産活動減退に伴い利用者の工賃が減少している状況を踏まえ、工賃相当額の給付を行うことにより、障害者の就労を支援することを目的に補助事業を実施しています。

福祉乗車制度につきましては、身体障害者手帳の第 1 種をお持ちの方、療育手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳の 1 級をお持ちの方には、介護付乗車証に加えて介護者用通行証を交付しており、介護者 1 名と共に対象公共交通機関を無料でご乗車することができます。

令和元年度に兵庫県バス協会より「神戸市敬老優待乗車制度および福祉乗車制度の負担金にかかる緊急要望書」が提出されたことを受け、「神戸市敬老優待乗車制度・福祉乗車制度のあり方検討に関する有識者会議」を設置、そこで提出された報告書によると、「障害者にとって、徒歩圏内にある居場所に通うことのほか、就労訓練など自立支援活動に参加するため交通機関を利用して外出することも社会参加である。また、障害者が乗車する電車やバスに乗り合わせることは、障害者に対する理解を促進し、共生社会の推進につながる。」と福祉乗車証が障害のある人にとって社会参加を推進するための有効な施策になっていることが確認され、「現時点では現行制度を維持していくのがよいと考える。」とされました。

この報告書を受けて検討を行い、令和 2 年 10 月に敬老優待乗車証において、バス近郊区の 110 円上限を撤廃や無料乗車券の廃止、福祉乗車証においては、母子世帯については高校生の通学費助成への制度転換という見直しを行いました。また、昨年 6 月 1 日より北神急行線の市営地下鉄化に伴い、新神戸-谷上間が福祉乗車証の対象区間に加わりました。

一方で、福祉乗車証の障害者に関して、「療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあることから、所得制限や一部負担の導入などについては、制度を長期的に維持していくための将来的な課題として、障害者の置かれている状況など社会情勢の変化にあわせて考えていく必要がある。」と将来的な見直しについて指摘されました。

将来的にこの制度を破たんさせず、長期的に現行制度を維持・継続できるよう、引き続き努めていきたいと考えております。

(回 答)

①事件の発生を受け、神戸市では当該病院に対し立ち入り調査を複数回行いました。その結果、令和2年8月17日に病院管理者に対し改善命令を発出しました。病院からは改善計画書が提出されており、今後計画書に基づき改善が行われているかを厳しく確認していきます。事件の背景としては、特に病院の研修などを含む管理体制の不備について大きな問題ととらえており今後も指導していきます。

精神医療審査会は、精神科病院入院患者からの退院請求や処遇改善請求があれば、人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するため慎重に審査を行っていますが、神出病院の事件ではそのような訴えはありませんでした。

重度かつ慢性の症状などで自ら意思表示ができず、退院請求や処遇改善請求が行えない場合、入院患者などへの病院の処遇、退院支援等の確認は、定期病状報告書での書面審査に限られます。

精神医療審査会は独立の審査機関で、その権限は法律で定められている中、事件を踏まえ、病院において処遇向上、退院支援の取り組みが図られていくよう、①定期病状報告書などの書面審査の中で、患者への治療や多職種での退院支援委員会の開催などの対応について疑義がある場合、病院への確認、働きかけを一層強力に行っていくこと。②精神医療審査会が必要と認める場合、神戸市に対し実地審査を要請し、あるいは指定医である審査会委員が、神戸市が行う実地指導に同行することができること、そして今後も人権擁護のため法律に基づき厳正に審査に当たっていくことを委員一同確認しているところです。

②「障害者の虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」における虐待発見時の通報義務について、精神科病院を含む医療機関が除外されている事は本市でも問題視しております。そこで、本市では国に対して法改正等を要望し、医療機関についても行政の通報義務が設けられるよう求めています。

また、法改正による通報義務化を待つのではなく、現行制度の中で速やかに対応すべく、当該病院を含む市内の全ての精神科病院に対しては既に

①虐待行為や院内での不適切な処遇を発見した場合には、速やかに神戸市に対し通報を行うこと

②公益通報制度を活用し、職員が速やかに通報できるよう、職員に対し通報先を周知すること（院内に掲示すること）

③上司や同僚に報告・相談し、速やかに管理者へ情報が伝わる制度を設けること

等を求めた通知を令和2年7月30日付で発出し同日、市内の全14病院に対して説明会を開催し、これらの点を遵守することを確認しました。さらに、通報先等を明示した掲示物を各病院へ配布し患者、家族、職員から見やすい位置に掲示するよう求めています。

これらの取り組み状況については、定例実地指導の中で順次確認しております。

なお、上記のとおり院内で発生した虐待や不適切行為に関しては全て神戸市への報告、通報を求めており、精神保健福祉資料（通称630調査）におきまして改めて市独自に報告を求める必要は無いと考えます。

要望No. 精神 3. (1)

(要望内容)

【神出病院事件について】

本年3月、神戸市の神出病院における入院患者に対する暴行虐待事件が大きく報道されましたが、別件の事件の関連からたまたま発覚し、それがなければ虐待行為が継続していたかもしれません。その後の報道によれば、10月22日に神戸市は同病院の男性院長が持つ精神保健指定医の指定取り消しを求め、国に報告する方針を固めたことを市議会福祉環境委員会で明らかにし、また10月27日には神戸市議会が病院職員等が虐待を発見した場合に自治体への通報を義務付けるよう国に対し障害者虐待防止法の改正を求める意見書が前回一致で可決され、また神戸市として入院患者全員に他病院への転院を希望するのかの調査をする方針を明らかにされています。以上の経過を踏まえ、以下について回答して下さい。

①同事件は決して特異な事件ではなく、神戸市では1990年代に湊川病院で患者への暴行事件が発生しました。なぜ放置され、精神科病院で患者の権利がここまで軽んじられているのでしょうか。その背景として「精神科特例」が存在しています。神出病院の事件でもなぜ被害者は通報できなかったのでしょうか。多くの精神科病院は外からの「風」も入らずに、誰かに相談する事すら考えられない密室、処遇改善請求自体が機能していないとしか考えられません。神戸市は毎年私たちの質問に対して、精神医療審査会で十分審査し監査指導を行っているとは回答してきました。なぜこのような事件が起きたのかの理由と背景、神戸市としての総括と審査会をどのように改善していくのか、回答してください。

②神出病院の事件を発端に厚労省は全国の精神科病院で虐待に関する調査を行い、その結果が報道されていました。それによると虐待が起きた病院が自治体に報告するのは半分以下だとされています。障害者虐待防止法が病院には課せられていない現状を踏まえ、精神障害者の人権を最低限擁護するためにも、神戸市として虐待または虐待が疑われる場合を含め、病院の看護師や職員、入院患者も含め通報しなければならないとの施策を講じて下さい。通報した者が不利益を被らない事も合わせて周知してください。また「630 調査」の項目に虐待や不適切な支援に関する項目を市独自に入れて下さい。

**障問連****回 答 書**（令和2年度）

要望No. 精神\_3\_(2)\_\_\_\_\_

（要望内容）

## 【第三者機関の設置】

ずっと要望していますが、入院している精神障害者の人権を守るために障害者当事者や弁護士も入った第三者機関を設置してください。新型コロナウイルスの下で精神科病院でどのような実態になっているのか非常に心配です。

（回 答）

神戸市内の精神科病院に対する指導・監督については、精神保健福祉法に基づき神戸市が行っております。また、弁護士その他の有識者、医療関係者などで構成される「神戸市市民福祉調査委員会 精神保健福祉専門分科会」を設置しており、精神科病院の指導・監督に関する助言や提案をいただくこととしております。

神戸市が行使する指導・監督権限は、精神保健福祉法に根拠を置く強制力を伴うものであり、民間の第三者と共有することはできません。

一方で、神戸市内にはすでに、精神科病院に対する訪問調査や結果のフィードバックを独自に行っておられる当事者団体もあり、その活動に敬意を表するとともに、このような活動をより充実したものとするため、神戸市としてどのような支援が可能か、今後の検討課題であると考えております。

**障問連**

**回 答 書**（令和2年度）

要望No. 精神\_3(3)\_\_\_\_\_

（要望内容）

神戸市の精神医療審査会の2019年度の開催回数と審査件数、また、そのうち退院請求、処遇改善請求それぞれの件数について回答してください。また、退院請求してその後退院になった件数、また処遇改善請求して、その後処遇が改善された件数も併せて回答してください。（文書回答）

（回 答）

開催回数：34回

審査件数：3,457件

（内訳：入院届・定期病状報告 3,415件、退院請求 31件、処遇改善請求 11件）

◆届出書類の審査状況（単位：件）

医療保護入院		措置入院	審査結果			合計	審査会回数
入院届	定期病状報告	定期病状報告	入院適当	入院形態変更	入院不適		
2,694	716	5	3,340	0	0	3,415	34回

（内75件は次年度に持ち越し）

◆退院請求・処遇改善請求の審査状況（単位：件）

請求内容	請求件数	審査件数	審査結果			請求取下要件消失
			入院等適当	入院形態変更	入院等不適	
退院請求	43	31	29	2	0	9
処遇改善請求	15	11	9	2	0	4

（退院請求の内3件は次年度に持ち越し）



要望No. 精神 4. \_\_\_\_\_

( 要望内容 )

①神戸市下で、2019年度の「身体拘束」を行った精神科病院と身体拘束の件数及び身体拘束した理由を回答して下さい。

②身体拘束には「切迫性」「非代替性」「一時性」の緊急やむをえない場合が示されています。しかしこれらの三要件は一体だれがどのような基準で判断されているのでしょうか。病院側の説明を鵜呑みにされているのでしょうか。拘束された当事者からの聞き取りはされているのでしょうか。症状が悪化している際に拘束されるとさらの症状が悪化します。治療の場であるべき病院での身体拘束は基本ゼロであるべきとの視点に立って取り組んでください。

( 回 答 )

①身体的拘束を実施した精神科病院数 13 病院 (令和元年度精神保健福祉資料より：令和元年 6 月 30 日現在)

件数 162 件 (同上)

理由 ①自傷行為②不穏・多動③暴力行為④検査・処置のため

② 身体的拘束の実施は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 36 条及び通知 (「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 37 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」(昭和 63 年 4 月 8 日 厚生省告示第 130 号))に基づき、精神保健指定医が判断します。

神戸市では、精神科病院に対する実地指導 (立ち入り調査) の際、精神保健指定医を含めた職員が診療録等の記録類を確認するとともに、入院患者に対する聴き取り調査や医療保護入院者等に関する実地審査を行い、身体的拘束を受けた患者もその対象として状況を確認しております。同時に、各病院の行動制限最小化委員会における検討状況や、行動制限の最小化への取り組みなども確認し、適宜指導をしております。

身体的拘束に関しては、可能な限り実施しないという意識を持って取り組んでいる病院も多く、神戸市として適正な制度の運用がなされるよう、引き続き指導・監督に努めます。

## 障問連

## 回 答 書 ( 令 和 2 年 度 )

要望No. 精神\_\_5

(要望内容)【公営住宅について】

私たちは毎年、公営住宅で精神障害者への偏見や無理解に基づくいじめ、実質的な追い出し、自治会の在り方、管理団体の在り方の問題を指摘してきました。8月1日の新聞報道によると、大阪市営住宅で精神障害と知的障害を有する居住者が、自治会の役員を辞退しようとしたが、自治会から障害を明らかにしないと認められない、理由を書いてみんなに公表すると言われ、それを苦にして自殺され、遺族が損害賠償請求されたと報道されていました。このような事態は神戸市下の公営住宅でも起こり得ると考えられます。改めて神戸市のこのような問題への認識と具体的な改善策について回答してください。

(回 答)

- ・現在、市営住宅の管理については、神戸市を2つのエリアに分けて、指定管理者に業務を委託しています。指定管理業務の1つとして、65歳以上のみで構成される世帯を対象に「見回り・声かけ運動」を行い、さまざまなニーズへの対応を充実していくことを目指し、訪問時に個別具体的な相談に対応する取り組みを行っています。このような活動を継続していくことが、入居者に対する支援の一助になると考えています。
- ・自治会は、地域に住む人たちの自由な意志によって結成され、地域の課題解決（例えば、ごみステーションの清掃、ごみ出しマナーの徹底、防災、防犯など）や住民同士の交流をする等、生活に一番身近な自治組織です。自治会役員の担い手や後継者については、全般的に、担い手不足や住民の地域活動の関心が低いことにより、同じ方が会長やその他の地域団体の役員を兼務することになり、さまざまな仕事や負担が集中している傾向にあります。地域のみなさんが、情報や知識を共有し、協力し合うことが問題解決につながるようになると思います。
- ・引き続き、精神障害者の方を含め、入居者の個別の情報を丁寧に収集しながら、安心して住んでいただけるよう、可能な限りきめこまやかな対応に努めてまいります。市営住宅管理センターにおいて、相談を受けていますので、気になることがあれば、まず、ご連絡ください。

**障問連**

**回 答 書**（令和 2 年度）

要望No. 精神6①

（要望内容）

精神障害者に特化した居宅介護の 2019 年度の各市町毎の利用者数・利用時間について資料を持って回答してください。（文書回答）

（回 答）

令和元年度の精神障害者の居宅介護の利用については、年間延べ利用者数が 14,297 人、利用時間の合計は 167,416 時間です。

障問連

回 答 書 ( 令 和 2 年 度 )

要望No. 精神6②

( 要 望 内 容 )

精神障害者の移動支援（ガイドヘルプ）についても、精神障害者に特化した 2019 年度の利用者数と利用時間について資料を持って回答して下さい。(文書回答)

( 回 答 )

令和元年度の精神障害者の移動支援の利用については、年間延べ利用者数が 3,654 人、利用時間の合計は 61,731 時間です。

**障問連****回 答 書**（令和2年度）

要望No. 精神\_6\_

（要望内容）

③ 神戸市に精神障害者のグループホームが何ヶ所あり、何人利用しているのか、2019年度実績について回答してください。

（回 答）

精神障害者トータルでは、令和2年3月利用分として報酬請求があったのは、市外グループホーム等の利用分も含め、134人分（平成31年3月時は117人分）でした。

令和2年度4月1日時点の区ごとの精神障害者のグループホームは次のとおりです。

（主たる対象障害が精神のみのGH）

	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	市外	合計
住居数	0	0	1	2	6	2	1	1	6	2	21
定員数	0	0	5	8	19	6	3	3	48	7	99

要望No. 精神\_7\_

（要望内容）

県内の他市においては、「尼崎市・西宮市・芦屋市・宝塚市・川西市・加古川市・高砂市・明石市・加西市・猪名川町等」において精神保健福祉手帳 2 級者にも対象拡大して、重度障害者医療費助成制度が年々広がっています。また同助成制度は療育手帳保持者も A のみに限定しているため、同手帳 B 1 B 2 の知的障害者は医療費助成が受けられません。上記のように精神保健福祉手帳 2 級者に対象拡大した市町の多くが療育手帳 B 1 にも対象拡大しています。川西市、猪名川町では療育手帳 B 1 の人に対しては「中度障害者医療費助成」を設けています。中軽度とされる精神障害者・知的障害者の多くは就労系サービスに通所し工賃も支給されず経済的に厳しい状況です。神戸市として対象拡大を決断してください。

（回 答）

重度障害者医療費助成制度は、重度障害者の医療費の一部を助成することにより、受療を容易にし、その福祉の増進に資することを目的として、昭和 48 年度から県市協調で実施しています。

受給資格要件は、①身体障害者手帳 1 級または 2 級、②重度の知的障害（療育手帳 A 判定）、③精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかの重度障害があり、かつ本人、配偶者、扶養義務者すべての方の判定用市民税所得割額（住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除及びふるさと納税ワンストップ特例控除適用前）が 23.5 万円未満の方となっています。

また、本市独自の上乗せとして、④身体障害者手帳 3 級と中度の知的障害（療育手帳 B1 判定）の重複障害のある方、⑤内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能）の等級が 3 級の身体障害者手帳を所持されている方も助成の対象とし、本人負担についても、重症心身障害児（者）については自己負担なし、高校生以下の方の外来一部負担金の上限を 1 日 400 円（月 2 回まで）、入院一部負担金の上限を月額 1,600 円に軽減しています。所得制限に関しても、平成 24 年 7 月から県においては所得判定単位を同一世帯単位として世帯合算による方法に見直されましたが、本市では世帯合算を実施しておりません。

可能な限りで神戸市独自で制度の上乗せを実施しておりますが、本市の単独財政によるさらなる制度の拡充については、限りある予算の中で厳しい状況にあります。まずは、県市協調を基本としながら、将来にわたり持続的で安定的な制度運営を行うためにも、現行の枠組みを維持していきたいと考えています。

精神障がい者への医療助成については、急性増悪時に、早期に適切な治療を受け地域での生活に移行することを促進するため、精神科入院医療費について、本人負担額を軽減するしくみとして、自立支援医療（精神通院）受給中の神戸市民が、精神科病院へ 90 日以内の入院をした際、病院へ支払った入院医療費の一部を助成する「精神入院医療費助成制度」を令和 2 年 2 月から開始しました。